

性犯罪の罰則に関する検討会第3回
2014・11・28(金)

性犯罪規定の見直しについて

千葉大学大学院専門法務研究科
後藤弘子

女性たちの実感

- どうして、私たちの「実感」が、法や裁判に反映されないのだろうか。私たちは法から、裁判から、つまり法の世界から疎外/排除されているのではないだろうか。
= 法は私たちの役に立っていないのではないか
- つまり、「ほとんどの女性は、法というものが自分たちにとって疎遠なものであり、自分たちが持っていないような強力な力に服しており、自分たちが生きている現実を無視していると考えている」(キャサリン・マッキノン『女の生、男の法』岩波書店、2011)

何のために性犯罪規定を改正する必要があるのか

現行の性犯罪規定が性的自己決定権を保障するものとしては、十分ではない

- ・同じ条文で異なる法益保護を実現することの不可能
- ・「神話」を前提とした性犯罪規定とそれに基づく運用
- ・裁判におけるジェンダー・バイアスを前提とした上で、裁判官の自由裁量に枠をはめる必要性

裁判におけるジェンダー・バイアス

- 「強姦神話」の存在とそれを強化してきた強姦罪の暴行・脅迫要件
- 実際とは異なる被害者像を前提とした性犯罪規定
 - 抵抗できる、助けを呼べる、逃げ出せる
 - ⇒これらは実態と合わない
- 親密な関係（パートナー間・恋人間）、知人間における性犯罪の不存在の「神話」

性行為に対する「神話」

- ・行為者による安易な一方的主観的合意の認定

「合意」のある性行為の稀少性の無視

- ・社会的状況的に対等ではない行為の存在の無視

対等な関係を前提することの不合理

「すべての性行為は意に反している」

「権力」犯罪として性犯罪

- 性暴力は、相手を支配するための道具である
- 「恥」や「自尊感情の低下」といった心理的な効果を用いたより有効な相手に対する支配
- 性的な動機にではなく、「強化された支配・コントロール」の動機に注目した上で、犯罪構成要件の見直しを行うべき
- 未成年者の場合は、より手厚い保護を行うべき

強姦罪

「16歳以上の人の意に反して、身体への挿入行為を行ったものは、強姦の罪とし、5年以上の有期懲役に処する。16歳未満の者への身体への挿入行為も同様とする。」

- ・男女を問わない
- ・男性器の女性器への挿入に限定しない
- ・暴行・脅迫要件の撤廃
- ・性交同意年齢の引き上げ

性暴行罪

「16歳以上の人の意に反して、身体への性的接触を行ったものは、性暴行の罪とし、10年以下の有期懲役に処する。16歳未満の者への身体への性的接触行為も同様とする。」

・「わいせつ」 ⇒ 「意に反した身体への性的接触」

地位利用による強姦罪・性暴行罪

「自らの相手に対する支配的地位を利用して、身体への挿入行為を行った者」

「自らの相手に対する支配的地位を利用して、身体への性的接触行為を行った者」

それぞれの加重類型とする

・典型的には親子関係、教師・児童生徒関係。成人が未成年に対するもの、職場におけるセクシャル・ハラスメントをどこまで含むか。

さらに検討すべき問題

- 非親告罪とする場合に、捜査、裁判における特段の配慮を行う必要がある
- 未成年者の場合の公訴時効は成人まで停止する
- 性交同意年齢と婚姻年齢をどこまで一致させるのか。法定強姦の年齢を引き上げた場合、年齢差のない(より支配関係がない)場合に一定の不可罰の範囲を設ける必要がある
- 「性交」という用語が使用されている他の法令との統一性をはかる(ex.売春防止法)

続き

- 婚姻関係や恋人関係など、親密な関係にあったとしても強姦罪や性暴行罪の適用があるということをどのように構成要件に書き込むか

⇒ これらの規定の適用に当たって「過去における性的関係の存在を過度に重要に評価してはならない」といった条文を設ける

ご清聴ありがとうございました